

小規模な水産加工業者向けの HACCP の考え方を取り入れた
衛生管理のための手引書完成のお知らせ

平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により HACCP に沿った衛生管理が制度化され、本年6月1日から原則としてすべての食品等事業者について HACCP に沿った衛生管理が義務化されます。

全国珍味商工業協同組合連合会では全国水産加工業協同組合連合会に協力する形で小規模な水産加工業者向けの HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書の作成に取り組んでまいりましたが、このたび本手引書が完成し、下記厚生労働省HPに公表されましたのでお知らせ致します。
各社の HACCP の考え方を取り入れた衛生管理運用にご活用ください。

※厚生労働省ホームページ（手引書ページ）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739485.pdf>